

特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）の実施する「市道黒地松花1号線配水管移設設計業務」（以下、本業務という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県設計業務共通仕様書」、「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」（以下、「仕様書」という）を準用する。
- 3 受注者は、契約図書、関係諸法規・指針並びに本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は徳島県が施行する経営体育成基盤整備事業黒地地区に伴う水道施設の移設に関する設計業務を行い、工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。なお、本業務の実施にあたっては、施工および維持管理上、支障のない範囲で経済的かつ合理的な設計をしなければならない。

(業務場所)

- 第3条 本業務の対象場所は、別途位置図に示す箇所とする。

(業務計画書)

- 第4条 本業務を実施するにあたっては、契約締結後、速やかに設計書及び本特記仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、監督員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記事項を明記したものとする。
- ・業務概要
 - ・実施方針
 - ・業務工程
 - ・業務組織計画
 - ・連絡体制
 - ・その他必要と認められる事項

(業務内容)

- 第5条 本業務の内容については、別添設計書のとおりとする。なお、内容等の変更については発注者との事前協議により定めることとする。

(1) 設計協議

本業務における打合せは、以下の3回を予定している。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ 1回
- 3) 成果納入時

なお、業務着手時および成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 設計業務

設計業務の内容は、配水管の布設替詳細設計及び復成設計、照応設計の作成であり、詳細設計では、現地調査・図面作成・数量計算・審査を行うものとし、必要に応じ仮設配管の検討を行うこと。また、工事実施時の施工フローを作成すること。

復成設計および照応設計では、図面作成・数量計算を行うこと。

(3) その他

概算工事費の算定は、設計図、数量計算書、施工フローを基に行うこと。なお、物価資料によらない材料等を工事で使用する場合、原則として3社以上から単価見積りを徴取すること。

(関係機関との協議)

第6条 本業務遂行のため関係機関との協議・調整が必要な場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

(安全等の確保)

第7条 本業務場所は一般交通の用に供する公道であるため、通行者および作業員の安全等について十分配慮し、業務を実施すること。

(成果品)

第8条 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・成果報告書（A4版） 2部
- ・同原稿（電子媒体） 2部
- ・その他監督員が指示するもの

(疑義)

第9条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めることとする。